電気個別要綱(おうちリンクでんきB)新旧比較表			
新	IB.	備考	
電気個別要綱	電気個別要綱		
也人们图为1多种	电人们图为10条件图		
(おうちリンクでんきB)	(おうちリンクでんき B)		
2026年1月1日実施	2024年4月1日実施		
株式会社CDエナジーダイレクト	株式会社CDエナジーダイレクト		

本

本 則

1 滴 用

- (1) この個別要綱のおうちリンクでんき B (以下「おうちリンクでんき B」といいます。) は、当社が別途定める電気基本契約要綱(低圧)(以下「基本要綱」といいます。また、基本要綱が変更された場合は、変更後の基本要綱によります。)の従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要で、株式会社おうちリンク(以下「おうちリンク」といいます。)が当社の代理業者としてお客さまから申込みを受付し、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
- (2) この個別要綱は、基本要綱とあわせて適用いたします。

2 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 1 (燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 1 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 1 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	311円75銭
契約電流 15 アンペア	467円63銭
契約電流 20 アンペア	623円50銭
契約電流 30 アンペア	935円25銭
契約電流 40 アンペア	1,247円00銭
契約電流 50 アンペア	1,558円75銭
契約電流 60 アンペア	1,870円50銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 適 用

(1) この個別要綱のおうちリンクでんきBは、当社が別途定める電気基本契約要綱(低圧) (以下「基本要綱」といいます。また、基本要綱が変更された場合は、変更後の基本要綱によります。)の従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要で、株式会社おうちリンク(以下「おうちリンク」といいます。)が当社の代理業者としてお客さまから申込みを受付し、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

則

- (2) この個別要綱は、東京電力パワーグリッド株式会社の託送供給等約款で定める供給区域(ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。)に適用いたします。
- (3) この個別要綱は、基本要綱と合わせて適用いたします。

2 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 1 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	311 円 75 銭
契約電流 15 アンペア	467円63銭
契約電流20アンペア	623円50銭
契約電流30アンペア	935 円 25 銭
契約電流 40 アンペア	1,247円00銭
契約電流 50 アンペア	1,558円75銭
契約電流 60 アンペア	1,870円50銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

利		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円80銭	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36円40銭	
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40円49銭	

3 おうちリンクでんきBの特徴

- (1) おうちリンクでんき B は、当社がお客さまに供給する電気にあわせて、当社が調達した再生可能エネルギー指定の非化石証書を活用することで、供給する電気が実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与するとともに、当該電気の CO2 排出量を実質ゼロとします。
- (2) おうちリンクでんきBにおける非化石証書の使用状況等については、当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- (3) おうちリンクでんきBに用いる非化石証書は、再生可能エネルギー指定のものを活用 します。
- (4) 非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与できない場合や、実質的に<u>CO2</u>排出量がゼロにならない場合もあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。

4 その他

- (1) 基本要綱6 (需給契約の申込み) (1)にかかわらず、お客さまがこの個別要綱の適用を希望される場合は、あらかじめ基本要綱およびこの個別要綱を承諾のうえ、基本要綱6 (需給契約の申込み) (1)に定める事項その他当社およびおうちリンクが必要とする事項を明らかにして、所定の様式によっておうちリンクまたはその指定店を通じて当社へ申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、当該申込みについては、基本要綱6 (需給契約の申込み) (2)、(3)および(4)が適用されるものといたします。
- (2) 基本要綱2 (要綱の変更) (7) <u>にかかわらず</u>, 当社は, この個別要綱を変更する場合, 変更前は変更しようとする内容, 変更後は変更した内容, 需給契約が成立した日, 供給 地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を, おうちリンクが提供するアプリまた はおうちリンクのホームページに掲載する方法等の電磁的方法によりお客さまにお知 らせいたします。この場合, お客さまが希望されるときを除き, 当該変更の内容以外の お知らせについては省略することがあります。
- (3) 当社は、特別の事情がある場合を除き、おうちリンクが提供するアプリ等の電磁的方法により、基本要綱 20 (使用電力量の算定) (5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。
- (4) 当社は,基本要綱 22 (日割計算) に準じて日割計算を行ない,料金を算定いたします。ただし,料金適用上の電力量区分の日割計算は,別表3 (料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式) によるものといたします。
- (5) 当社は、お客さまの名義、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、使用電力量、

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円80銭	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36円40銭	
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40円49銭	

旧

備考

3 おうちリンクでんきBの特徴

- (1) おうちリンクでんき Bは、当社がお客さまに供給する電気にあわせて、当社が調達した再生可能エネルギー指定の非化石証書を活用することで、供給する電気が実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与するとともに、当該電気の <u>CO2</u> 排出量を実質ゼロとします。
- (2) おうちリンクでんきBにおける非化石証書の使用状況等については、当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- (3) おうちリンクでんきBに用いる非化石証書は<u></u>,再生可能エネルギー指定のものを活用します。
- (4) 非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与できない場合や、実質的に <u>CO2</u> 排出量がゼロにならない場合もあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。

4 その他

- (1) 基本要綱 6 (需給契約の申込み) (1)にかかわらず、お客さまがこの個別要綱の適用を希望される場合は、あらかじめ基本要綱およびこの個別要綱を承諾のうえ、基本要綱 6 (需給契約の申込み) (1)に定める事項その他当社およびおうちリンクが必要とする事項を明らかにして、所定の様式によっておうちリンクまたはその指定店を通じて当社へ申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けすることがあります。なお、当該申込みについては、基本要綱 6 (需給契約の申込み) (2)、(3)および(4)が適用されるものといたします。
- (2) 基本要綱2(要綱の変更)(7) <u>の規定について</u>,当社は,この個別要綱を変更する場合,変更前は変更しようとする内容,変更後は変更した内容,需給契約が成立した日,供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を,おうちリンクが提供するアプリまたはおうちリンクのホームページに掲載する方法等の電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。この場合,お客さまが希望されるときを除き,当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。
- (3) 当社は、特別の事情がある場合を除き、おうちリンクが提供するアプリ等の電磁的方法により、基本要綱 20 (使用電力量の算定) (5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。
- (4) 当社は、基本要綱 22 (日割計算) に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 3 (料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式) によるものといたします。
- (5) 当社は、お客さまの名義、需要場所(供給地点特定番号を含みます。),使用電力量、

新	IB	備考
料金およびその他の需給契約に係る事項ならびにお客さまとおうちリンクまたはおう	料金およびその他の需給契約に係る事項ならびにお客さまとおうちリンクまたはおう	
ちリンクでんきB販売の委託先とのサービス契約に係る事項について, おうちリンクま	ちリンクでんきB販売の委託先とのサービス契約に係る事項について, おうちリンクま	
たはおうちリンクでんきB販売の委託先に情報を提供することおよびおうちリンクま	たはおうちリンクでんきB販売の委託先に情報を提供することおよびおうちリンクま	
たはおうちリンクでんきB販売の委託先から情報の提供を受けることがあります。	たはおうちリンクでんきB販売の委託先から情報の提供を受けることがあります。	
(6) その他の事項については、基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。	(6) その他の事項については、基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。	

備考 新 旧 則 附 則 実施期日 1 本個別要綱の実施期日 この個別要綱は、2026年1月1日から実施いたします。 本個別要綱は、2024年4月1日から実施いたします。 2 本個別要綱の実施に伴う切替え措置 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2024年4月1日より前であって、2024年 4月1日から同月30日までの間に実施された検針により計量および算定された使用電力 量にもとづいて算定される料金については、本個別要綱の変更前の雷気個別要綱に基づき 算定いたします。 1 燃料費調整 1 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量およ 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量およ び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五 入いたします。 入いたします。 平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ 平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0048$ $\alpha = 0.0048$ $\beta = 0.3827$ $\beta = 0.3827$ $\gamma = 0.6584$ $\gamma = 0.6584$ なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1 なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は,1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 口 燃料費調整単価 口 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨 五入いたします。 五入いたします。 (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合 (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合 (2)の基準単価 (2)の基準単価 =(86,100円-平均燃料価格)× =(86,100円-平均燃料価格)× 調整単価 (p) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合 (p) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合 (2)の基準単価 (2)の基準単価 =(平均燃料価格-86,100円)× =(平均燃料価格-86,100円)× 調整単価 調整単価 1,000 1,000

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の 前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の 前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の 前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の 前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の 前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日 の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日 の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前 日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前 日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前 日までの期間
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年が閏年となる場 合は,翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前 日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を 適用して算定いたします。

に適用いたします。	
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の 前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の 前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の 前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の 前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の 前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日 の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日 の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前 日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前 日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前 日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場 合は,翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前 日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を 適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき 18銭3厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

- 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金
- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は,再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし,再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

なお,当社は,再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
 - (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
 - イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生 可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお,再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は,1円とし,その端数は,切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の計量日から翌年の4月の計量日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その月の末日といたします。)の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき

18 銭 3 厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

- 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金
- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

なお,当社は,再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
 - (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
 - イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生 可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお,再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は,1円とし,その端数は,切り 捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の計量日から翌年の4月の計量日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その月の末日といたします。)の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

新	IB	備考
3 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式	3 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式	
(1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は,次のとおりとい	(1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりとい	
たします。	たします。	
第1段階料金適用電力量=120キロワット時× <u>日割計算対象日数</u> 暦 日 数	第1段階料金適用電力量=120 キロワット時× 暦 日 数	
なお,第1段階料金適用電力量とは,最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。	なお,第1段階料金適用電力量とは,最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。	
第2段階料金適用電力量=180キロワット時× 暦 日 数	第2段階料金適用電力量=180キロワット時× 暦 日 数	
なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時まで	なお,第2段階料金適用電力量とは,120キロワット時をこえ300キロワット時まで	
の1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。	の1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。	
(2) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量	(2) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量	
の単位は, 1キロワット時とし, その端数は, 小数点以下第1位で四捨五入いたします。	の単位は,1キロワット時とし,その端数は,小数点以下第1位で四捨五入いたします。	